

「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」・「同運用の手引き」
平成29年3月版 改定概要

H29. 3. 29 監理課技術管理室

1 改定の基本的考え方

- (1) 電子納品に係る要領・基準等は、国の最新版を適用する。
- (2) 受注者のITレベルに合わせた柔軟な対応は、県独自の規定とする。
- (3) 従来の「平成25年3月版」から、新たに「平成29年3月版」へ改定する。

2 適用年月日

平成29年6月1日以降に契約締結の案件（工事・業務）より適用
（新チェックソフト公開や受注者側ソフト設定変更など、準備期間に配慮）

3 主な改定点

- (1) **デジタル写真の有効画素数**
【新】100万～300万画素程度
【旧】100万画素程度
- (2) **写真管理項目**
【新】写真検索を考慮し、工種・種別・細別の入力は、受発注者協議のうえ決定
- (3) **デジタル工事写真の黒板情報電子化**
【新】黒板情報電子化は、受発注者協議のうえ使用可能
- (4) **納品に使用する電子媒体の規定**
【新】電子媒体はCD-R及びDVD-Rを標準とし、BD-Rは受発注者協議のうえ使用可能
【旧】電子媒体はCD-Rを標準とし、DVD-Rは受発注者協議のうえ使用可能
- (5) **国土交通省「SXFブラウザ」提供終了に伴う対応**
【新】県が公開する「SXFビューア」によりCAD図面の目視チェックを行う
【旧】国土交通省が公開する「SXFブラウザ」によりCAD図面の目視チェックを行う
- (6) **i-Constructionに係る電子データの納品**
【新】ICT技術活用の測量・設計・施工データを格納する「ICON」フォルダを追加
- (7) **将来の情報共有化へ向けた取り組み**
【新】検索性向上のため、工事管理・業務管理ファイル入力時の留意事項を追記

4 その他国土交通省の要領改定点

- (1) 拡張子が4文字のファイルへの対応（Excelの場合「〇〇.xlsx」で納品可能）
- (2) CAD圧縮図面ファイルへの対応
- (3) 発注図の作成において旗上げ等を作図する「発注用レイヤ」を追加